



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

◇ ◆ ◇ ～ 啓 発 月 間 の お 知 ら せ ～ ◇ ◆ ◇

1 6月は「就職差別撤廃月間」です ➡ ➡ ➡ 《しない させない 就職差別》

～ 働くのは私！ 私自身を見てください ～

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

採用選考は、応募者の基本的人権を尊重するとともに、応募者本人の適性や能力に基づき、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。

また、個人情報保護の観点から、応募者より提出された履歴書などの取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにしなければなりません。

大阪府では、本年も6月を「就職差別撤廃月間」と定め、様々な啓発事業を行います。

また、東大阪市でも、同期間中、ハローワーク布施や東大阪市企業人権協議会などと連携をはかり、就職差別の撤廃へ向けた啓発活動に取り組みます。

就職の機会均等を保障する事の大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

就職差別
110番

- ◆開設期間 6月1日～30日(*閉庁日を除く)午前9時30分～午後5時30分
- ◆電話相談 06-6210-9518
- ◆Eメール koseisaiyo@gbox.pref.osaka.lg.jp (*期間中随時)



☆お問合せ☆

大阪府商工労働部 雇用推進室 電話 06-6210-9518

2 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です ➡ 『外国人雇用はルールを守って適正に』

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～



外国人が在留資格の範囲内で、その能力を十分に発揮しながら適正に就労できるよう、事業主が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。

●外国人雇用状況の届出義務

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。(特別永住者及び在留資格が「外交」「公用」の者を除く)ハローワークでは、雇用環境の改善に向けて事業主への助言・指導、離職した外国人への再就職支援を行います。また、届出に当たり外国人労働者の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

●雇用管理を適正に

雇用対策法に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。これに沿って職業環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

●外国人雇用管理アドバイザーのご利用を

外国人労働者の雇用に関する事業主の疑問や不安について、外国人管理アドバイザーが無料で相談を行います。

☆お問合せ☆

ハローワーク布施 企画部門 電話 06-6782-4221 (部門コード 32#)

3 職場における『熱中症対策の強化』について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要項※1」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

◆現場において◆

死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」「手順書作成」「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT(暑さ指数)28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする

◎職場における
『熱中症対策の強化』
について
より詳しく知りたい方は
こちら(PDF資料) ➡



※1「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」
ホームページから実施要項
等をご覧ください。

こちら ➡



求人情報サイト 就職プラザ

～ 良い人材と出会える就職プラザ～

▶ 安心安全!

東大阪商工会議所が運営する求人情報サイトだから安心安全に利用できます。

▶ 掲載無料!

掲載無料で求人情報を掲載でき、求職者とのマッチングが可能です。

▶ 簡単登録!

インターネット上で簡単に登録が可能で、書類作成などの手続きが不要です。



1. 対象は大学・短大・専門学校生・中途の採用希望の企業です。
2. 掲載の期限は毎年2月末日です。求人が充足すれば掲載の削除につき事務局までご連絡ください。
3. 本サイトの利用により生じたいかなる損害に対しても、東大阪商工会議所は責任を負いません。

ご利用の流れ



インターネットから就職プラザにアクセス、スクロールいただき最下部の「企業様登録フォーム」より会社概要・求人内容・お問合せ先等をご入力ください。

(就職プラザ企業様登録フォーム)

<http://shushoku-plaza.com/>

書類でのお申込みをご希望の場合は、下記お問合せ先にご連絡ください。
〈東大阪商工会議所 振興部 TEL 06-6722-1151〉



弊所にて掲載の可否について審査いたします。労働基準法をはじめとする法令違反や記載内容の不備等がなければ、お申込み後、数日後で掲載を開始します。



貴社の求人情報が就職プラザ上に掲載されます。求職者が貴社の求人情報を見て、関心があれば、直接担当者にメールまたは電話で問合せする仕組みとなっておりますので、求職者からの問い合わせをお待ちください。



求職者の選考は、各社の方法でお進めください。

運営・お問合せ：東大阪商工会議所 振興部
TEL 06-6722-1151
FAX 06-6725-3611
e-mail: shinko@hocci.or.jp

右の2次元バーコード
を使って就職プラザにアクセスできます。
(<http://shushoku-plaza.com/>)



賃上げに取り組む事業主を支援する 助成制度 をご存じですか？

～生産性向上(設備・人への投資等)や、正規・非正規雇用労働者の格差是正など賃上げに取り組む事業主が支援対象～

▶ **【業務改善助成金】** ◎事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部が助成されます。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

▶ **【活用例】** ◎30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

【助成額】

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

お問合せ TEL0120-366-440
業務改善助成金コールセンター

▶ **【キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)】**

◎非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成されます。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

▶ **【活用例】** ◎中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

【助成額】

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 1人あたり
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

()内の金額は大企業の場合です。

お問合せ TEL06-7669-8900 大阪労働局助成金センター

▶ **【働き方改革推進支援助成金】**

◎労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成されます。

▶ **【活用例】** ◎建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。支給されます。

【助成額】

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース	25万円～550万	6万円～360万
労働時間短縮・年休促進支援コース	25万円～200万	
勤務間インターバル導入コース	50万円～120万	

お問合せ TEL06-6949-6494 大阪労働局雇用環境・均等部